

# ～介護保険制度の改正～

平成29年4月から

## 介護予防・日常生活支援総合事業(新しい総合事業)が始まります!

☎/長寿はつつ課 ☎463-1952

いつまでも健康で、自分の生活を自身で維持することができること、たとえ支援が必要な状態となってもその方らしい生活を継続していけることは、誰にとっても大切なことです。

本市においても高齢化は急速に進展しています。すべての市民の皆さんが、いつまでも、元気に生き生きとした生活を送るために、介護の状態となることの“予防”はもとより、介護などの支援が必要な状態となっても豊かな自立した尊厳ある生活を実現するために、新しく始まる総合事業をご活用ください。

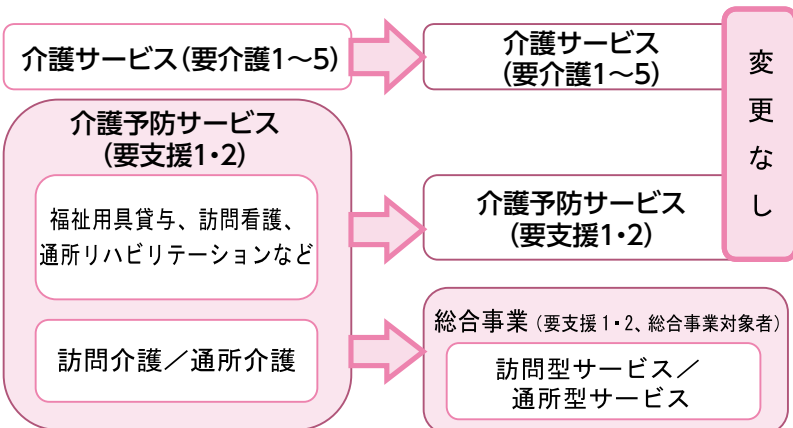


### 介護予防・日常生活支援総合事業(新しい総合事業)の概要

#### ①介護予防・生活支援サービス事業

現在、要支援1・2の介護認定を受け利用している介護保険のサービスのうち、訪問介護（ホームヘルプ）と通所介護（デイサービス）の2つのサービスが、下記の訪問型・通所型サービスとなります（要支援認定者および基本チェックリストで総合事業対象者となった方が、サービスを使うことができます）。

【 現 行 】                      【 4月1日から 】



#### 【訪問型サービス】

訪問介護相当サービス	これまでと同様の介護予防訪問介護（ホームヘルプサービス）に相当するサービス
訪問型サービスA	市が実施する研修の受講者などによる掃除・洗濯などの生活援助のサービス
訪問型サービスC	保健・医療の専門職による相談指導などの短期集中の機能改善のためのサービス

#### 【通所型サービス】

通所介護相当サービス	これまでと同様の介護予防通所介護（デイサービス）に相当するサービス
通所型サービスA	市が指定した事業所が提供する緩和した基準による通所型サービス
通所型サービスC	保健・医療の専門職による生活機能改善のための短期集中サービス

#### ②一般介護予防事業

65歳以上のすべての人を対象とした、筋力向上トレーニング教室や栄養改善指導、介護予防の講演会・教室などを行います（詳細は改めてお知らせします）。

### 新しい総合事業 Q&A

Q：現在利用している訪問介護や通所介護は、総合事業が始まった後も引き続き利用できますか？

A：総合事業の開始後も引き続きこれまでと同じ訪問介護や通所介護が利用できます。

Q：サービスの自己負担額は変わりますか？

A：総合事業のサービス開始後は、利用するサービスによって自己負担額が異なりますが、ほぼ同額もしくはは下がることになる予定です。

### 介護保険制度“市民”説明会のお知らせ

#### 第1回

日時／2月14日(火)  
午後1時30分～2時30分  
会場／中央公民館・コミュニティセンター

#### 第2回

日時／2月15日(水)  
午後1時30分～2時30分  
会場／産業文化センター  
※申し込み不要です。会場に直接お越しください（受け付けは各日午後1時～）。  
※第1回と第2回の説明内容は同じです。

この機会に介護保険制度について学んでみませんか？

